

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(8頁)

官報(号外)

官報

号外

昭和二十九年二月二十五日

○第十九回衆議院會議録第十三号

昭和二十九年二月二十五日(木曜日)

議事日程 第十一号

午後一時開議

第一 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

第二 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 國際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件

第四 國際労働機関憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件

第五 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に關する特別措置法案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 國際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件

日程第四 國際労働機関憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件

日程第五 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に關する特別措置法案(内閣提出)

午後二時二十六分開議

○議長(堤康次郎君) これより會議を開きます。

第一 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

第二 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 國際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件

第四 國際労働機関憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件

○議長(堤康次郎君) 日程第一、日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第三、國際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件、日程第四、國際労働機関憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長上塚司君。

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、國會の承認を求める。

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府及びインドネシア政府は、兩國間の正常な關係の樹立を促進させることを希望するので、日本国政府及びインドネシア政府は、前記の趣意で日本国とインドネシア共和国との間の二國間平和条約を締結し、且つ、その条約の一部として戰爭賠償を解決するため、兩國が努力すべきであることに同意するので、また、日本国政府は、平和条約を締結するための努力の具体的な表現として、インドネシア領海の捕獲完了区域にある沈没船舶の引揚における日本人の役務をインドネシア政府の利用に供する用意があるので、

よつて、日本国政府及びインドネシア政府は、前記の役務を提供する条件を定めるため、次のとおり協定した。

第一条

1. 日本国政府は、その費用で、且つ、この協定の規定に従つて、インドネシア領海にある沈没船舶の引揚において、必要な設備及び需品を含む日本国民の役務をインドネシア政府の利用に供するものとす。

2. 前項に規定する役務をインドネシア政府が負担すべき費用の總額は、二十三億四千万円すなわち六百五十万アメリカ合衆国ドルと等しい額をこえないものとする。

3. 前項に規定する額は、六十隻より少ない沈没船舶の引揚作業の費用にあてられるために充分であると思はれる。もつと、實際に引き揚げられる船舶の数は、實地調査の結果を考慮して、日本国とインドネシア共和国との権限のある當局の間の協議によつて決定するものとする。

第二条

インドネシア政府は、引揚作業を

昭和二十九年二月二十五日 衆議院會議録第十三号 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件外三件 一八五

昭和二十九年二月二十五日 衆議院會議第十三号

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求める件外三件

一八六

実施するため現地で利用することができ、便宜を日本国民に供与し、且つ、現地で入手することができ、物品の調達について日本国民を援助することによって、日本国政府に協力するものとする。

第三条

この協定の実施のための細目は、日本国とインドネシア共和国との権限のある当局の間の協議によつて合意されるものとする。

第四条

この協定の解釈に関する日本国とインドネシア共和国との間の紛争で、両政府間の協議によつて解決されないものは、日本国政府が任命する一人の委員、インドネシア政府が任命する一人の委員及びこの二人の委員が選定する第三の委員の三人の委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。

第五条

1 この協定は、各締約国によつて、それぞれ国内法上の手続に従つて承認されるものとする。この協定は、その承認を通知する公文が交換された時に効力を生ずる。

2 この協定は、日本国とインドネシア共和国との間に締結される二国間平和条約に規定される最終賠償取極の不可分の一部となるものとする。

以上の証として、両政府の代表者は、このために正当に委任を受けた、この協定に署名した。

千九百五十二年十二月十六日に東京で、日本語、インドネシア語及び英語により本書二通を作成した。解

釈の相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
奥村勝蔵(署名)

インドネシア共和国のために
スダルソノ(署名)

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求める件に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件の件

のための優先期間で、千九百四十二年一月一日前に満了してないもの又は同日以後に開始し始め、且つ、千九百五十二年十二月三十一日以前に満了したものは、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日まで延長されるものとする。

2 1の規定による優先期間の延長の利益は、当該出願の際工業所有権保護に関するパリ同盟条約の加盟国であつた国における最初の出願に基いて許与されるものとする。

第二条

第一条2の規定による最初の出願に基く優先権の主張をするためそれぞれの締約国の法令により許与される期間は、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日まで、満了しないものとする。

第三条

1 特許料又は登録料を納付しなかつたため千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日までとの間に消滅した特許権又は実用新案権若しくは意匠権は、この協定の効力発生の日後六箇月以内にその権利の回復が申請された場合において、当該申請の際その権利の最長存続期間が満了してないときは、消滅に係る特許料又は登録料を納付することによつて回復することができ。

第四条

2 法定の要件を満たすことができなかつたため千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日までとの間に無効となつた発明の特許出願又は実用新案若しくは意匠の出願は、以前に履行

されてない要件を追究することによつて効力を回復することができ。但し、この手続は、この協定の効力発生の日後六箇月以内に執られなければならない。

第四条

千九百四十二年一月一日からこの協定の効力発生の日までの期間は、特許発明の実施のためにそれぞれの締約国の法令に規定された期間に算入されないものとする。

第五条

千九百四十二年一月一日からこの協定の署名の日までの間に善意で発明、実用新案若しくは意匠を実施し、又はその実施のための必要な準備をした第三者は、それぞれの締約国の法令に従つてその実施を継続することができ。

第六条

第一条、第二条、第三条及び第四条に規定する利益は、権利の取得又は存続のための法定の要件を満たすことができなかつたことが過失によるかどうかを問はず、許与されるものとす。またこれらの利益が許与されるに当つては、特別の手数料は、徴されないものとする。

第七条

1 この協定は、次の者に適用される。

(i) 住所のいかんを問はず、日本国又はデンマークの国籍を有する自然人

(ii) 日本国又はデンマークの法令に基いて設立された法人

2 第一条、第二条及び第六条に規定する利益は、1に掲げる者がそれらの者以外の者から第一条2の

規定による最初の出願に基く権利を取得した場合には、通常の優先期間が満了する日以前にその権利を取得したときにのみ、1に掲げる者に許与されるものとする。

第八条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文の交換の日後十五日目に効力を生ずる。公文は、コペンハーゲンで交換されるものとする。

以上の証として、両国政府のそれぞれの代表者は、この協定に署名した。

千九百五十二年十月二十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岡崎勝男

デンマーク政府のために
L・テイリッセン

議定書

本日、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本とデンマークとの間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当つて、下名の代表者は、このために正当に権限を与えられて、協定の不可分の一部をなす次の条項を協定した。

1 協定第二条の規定は、協定の効力発生の日以前にいずれかの時ににおいて、優先権の主張をしない協定第一条1の規定による後の出願を行うすべての場合に適用するものとする。但し、後の出願に係る発

昭和二十九年二月二十五日 衆議院會議録第十三号 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求める件外三件 一八七

明又は考案が、それぞれ特許又は登録されていない場合に限り、
2 協定第五條の規定による第三者は、主として、次のいずれかの場合において、発明、実用新案若しくは意匠を実施し、又はその実施のための必要な準備をした者をいうものとする。
(i) 最初の出願に係る発明、実用新案若しくは意匠に關係なく自ら発明し、若しくは考案した場合又は最初の出願に係る発明、実用新案若しくは意匠に關係なく発明し、若しくは考案した者からこれを取得した場合
(ii) 最初の出願に係る発明、実用新案又は意匠が、協定第一條に規定する後の出願が行われる締約国において、その実施又はその準備を開始した際公然知られていた場合
(iii) 発明、実用新案若しくは意匠の実施又はその準備を開始した際、特許権、実用新案権又は意匠権が消滅していた場合
また(i)に掲げる場合において、後の出願がこの協定の署名の日後行われるときは、協定第五條の規定による期間は、後の出願がされる時まで延長されるものとする。
3 協定第五條の規定によるそれぞれの締約国の法令の適用に當つては、次の了解に依り、ものとする。
(i) 善意の第三者は、発明、実用新案若しくは意匠を従来実施し、又はその実施の準備をしたことについて、損害賠償、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も請求されない。
(ii) 善意の第三者は、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も支払わないで、その実施

を継続し、又はその準備に基き実施を開始することができる。
4 協定第七條の規定にかかわらず、協定第一條、第二條及び第六條に規定する利益は、いづれかの締約国の自然人及び法人で、締約国の双方が本日署名されたこの協定と同種の協定を既に締結した国又は今後締結する国の国籍を有する者から権利を取得したのものにも許されるものとする。
以上の証として、両国政府のそれぞれ代表者は、この確定書に署名した。
千九百五十三年十月二十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。
日本国政府のために
岡崎勝男
デンマーク政府のために
L・テイリツツエ
交換公文

書簡をもつて送附いたします。本使は、本日付の閣下の次の通り述べられた書簡を受領したことを通報する光榮を有します。
本日署名された第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定に關して、本大臣は、次のように閣下に通報する光榮を有します。
日本国政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約のいづれの規定の適用にも影響を与えないものと了解します。
デンマークは、日本国との平和条約の署名国ではありませんので、同条約を第三国間につくられた約束であると了解しております。
本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。
千九百五十三年十月二十一日
L・テイリツツエ
日本国外務大臣岡崎勝男閣下
第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件は、閣下の報告書(最終稿の附録に掲載)

に関する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件
国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により、国際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行すること、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補完的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する提案の採択を決定し、
この提案が国際条約の形式をとるべきであると考え、
次の条約(引用に際しては、千九百四十六年の最終条項改正条約と称することが出来る)を千九百四十六年十月九日に採択する。
第一条
1 国際労働総会がその第二十五回までの会期において採択した諸条約中「国際連盟事務局長」を「国際労働事務局局長」に、「事務局長」を「事務局局長」に、及び「国際連盟事務局」を「国際労働事務局」に、これらの字句が使用されているすべての箇所において、それぞれ改めらる。
2 国際労働総会がその第二十五回までの会期において採択した諸条約に規定する条約及びその改正の批准、廢棄並びに宣言の國際労働事務局局長による登録は、これらの条約のものと条項に従つて國際連盟事務局長がすべきであつた批准、廢棄及び宣言の登録と、すべての点で同一の効力を有する。
3 國際労働事務局局長は、總会がその第二十五回までの会期において採択した諸条約で本条の規定により改正されたものの規定に従つて登録したすべての批准、廢棄及び

この会期の議事日程の第二議題たる問題すなわち、國際労働機関の總会がその第二十八回までの会期において承認を求めるの件外三件 一八七

昭和二十九年二月二十五日 衆議院會議録第十三号 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件外三件 一八八

宣言の完全な明細を、国際連合憲章第二百一条に従う登録のため国際連合事務局長に通知しなければならない。

第二条

1 総会がその第十八回までの会期において採択した諸条約の前文の第一項中「国際連盟」を削る。

2 総会がその第十七回までの会期において採択した諸条約の前文の「ヴェルサイユ条約」第十三編及他ノ平和諸条約ノ対当編ノ規定ニ従ヒ」及びこれに準ずる字句を「国際労働機関憲章ノ規定ニ従ヒ」に改める。

3 総会がその第二十五回までの会期において採択した諸条約中「ヴェルサイユ」条約第十三編及他ノ平和諸条約ノ対当編ニ定ムル条件ニ依リ」及びこれに準ずる字句を、これらの字句が使用されているすべての条項において、「国際労働機関憲章ニ定ムル条件ニ依リ」に改める。

4 総会がその第二十五回までの会期において採択した諸条約中「ヴェルサイユ」条約第四百八条及他ノ平和諸条約ノ対当条項」及びこれに準ずる字句を、これらの字句が使用されているすべての条項において、「国際労働機関憲章第二十二條」に改める。

5 総会がその第二十五回までの会期において採択した諸条約中「ヴェルサイユ」条約第四百二十一條及他ノ平和諸条約ノ対当条項」及びこれに準ずる字句を、これらの字句が使用されているすべての条項において、「国際労働機関憲章第三十五條」に改める。

6 総会がその第二十五回までの会期において採択した諸条約の前文及び「条約案」という字句が使用されているすべての条項中「条約案」から「案」を削る。

7 総会が第二十八回会期において採択した諸条約中国際労働事務局局長に言及しているすべての条項において、「局長(ディレクター)」を「局長(ディレクター)」に改める。

8 総会がその第十七回までの会期において採択した各条約の前文に、当該条約について「国際労働事務局が現在使用している略称」ともに「トセラルベキ」という字句を加える。

9 総会がその第十四回までの会期において採択した各条約中二以上の項を有する条の項で番号が附されていないすべてのものに番号を附する。

第三條
国際労働機関の加盟国で、この条約の効力発生の日の後、総会がその第二十八回までの会期において採択した条約の正式の批准書を国際労働事務局局長に送付するものは、この条約によつて修正した条約を批准したものとみなす。

第四條
この条約の二通は、総会議長及び国際労働事務局局長の署名により認証されるものとする。その一通は、国際労働事務局の記録に寄託し、他の一通は、国際連合憲章第二百一条による登録のため国際連合事務局長に送付するものとする。事務局局長は、この条約の認証原本を国際労働機関の

各加盟国に送付しなければならない。

第五條

1 この条約の正式の批准書は、国際労働事務局局長に送付するものとする。

2 この条約は、国際労働機関の二加盟国の批准書が事務局局長によつて受領された日に効力を生ずる。

3 国際労働事務局局長は、この条約が効力を生じたとき、及びその後この条約の批准書を受領したときは、国際労働機関のすべての加盟国及び国際連合事務局長にその旨を通告しなければならない。

4 この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日と自国の批准の日との間にこの条約に基き執られた措置が有効であることをその批准により承認するものとする。

第六條

国際労働事務局局長は、この条約が最初に効力を生じたときは、総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約でこの条約の規定によつて修正したものの原本二通を作成させ、その署名によりこれを正当に認証しなければならない。その一通は、国際労働事務局の記録に寄託し、他の一通は、国際連合憲章第二百一条による登録のため国際連合事務局長に送付するものとする。事務局局長は、その認証原本を国際労働機関の各加盟国に送付しなければならない。

第七條

総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約の規定にかかわらず、加盟国によるこの条約の批准は、当然に前記のいずれかの条約の廃棄を伴うものではなく、また、この条約の効力発生は、前記のいずれかの条約の将来の批准のための開放を終了させるものではない。

約の廃棄を伴うものではなく、また、この条約の効力発生は、前記のいずれかの条約の将来の批准のための開放を終了させるものではない。

第八條

1 総会がこの条約の全部又は一部を改める改正条約を新たに採択する場合に、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、当然この条約の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第九條

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしきり正文である。以上は、国際労働機関の総会が、モントリオールで開催されて千九百四十六年十月九日に閉会を宣告されたその第二十九回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証として、われわれは、千九百四十六年十一月一日に署名した。

総会議長
ハンフリー・ミツチエ
国際労働事務局局長
エドワード・ワイラー

一八八

国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに關し規定を設けること、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕
国際労働機関憲章の改正に關する文書の受附について承認を求めるの件
国際労働機関憲章の改正に關する文書の受附について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求め、

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百五十三年六月四日にその第三十六回会期として会合し、この会期の議事日程の第八議題たる問題すなわち理事会の構成に關する国際労働機関憲章の規定中「三十二」、「十六」、「十二及び八」を四十二、「十二」、「十六及び八」に改めることを決定したので、

次の国際労働機関憲章の改正に關する文書(引用に際しては、千九百五十三年の国際労働機関憲章改正文書と称することが出来る)を千九百五十三年六月二十五日に採択する。

千九百五十三年六月二十五日に採択する。

現行の國際労働機關憲章第七條
1、2及び8並びに第三十六條に掲
げる「三十二」、「十六」、「十二」及び
「八」を、それぞれ「四十」、「二十」、
「十六」及び「十」に改める。

第二條
現行の國際労働機関憲章第七條2
の後段を削る。

國際労働機関憲章は、この改正に
関する文書が効力を生ずる日から、
前諸条に従つて改正されたものとし
て効力を有する。

國際労働事務局局長は、この改正に
関する文書が効力を生じたときは、
この改正に関する文書の規定によつて
修正した國際労働機関憲章の原本
二通を作成させ、その署名により正
當に認証しなければならぬ。そのの
一通は、國際労働事務局の記録に寄
託し、他の一通は、國際連合憲章第
百二条による登録のため國際連合事
務総長に送付するものとする。事務
局長は、その認証謄本を國際労働機
関の各加盟国に送付しなければなら
ない。

この改正に関する文書の二通は、
総会議長及び国際労働事務局長の署名により認証されるものとする。その

の一通は、國際労働事務局の記録に
寄託し、他の一通は、國際連合憲章
第百二条による登録のため國際連合
事務総長に送付するものとする。事
務局長は、この文書の認証謄本を國
際労働機關の各加盟國に送付しな
ければならない。

1 この改正に関する文書の正式の
批准書又は受諾書は、国際労働事務

局長に送付するものとする。事務局長は、その受領を国際労働機関の加盟国に通告しなければならない。

2 この改正に関する文書は、現行の国際労働機関憲章第三十六条の規定に従つて効力を生ずる。

3 國際労働事務局長は、この文書が効力を生じたときは、國際労働機關のすべての加盟国及び國際連合事務総長にその旨を通告しなければならぬ。

以上は、國際労働機關の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百五十二年六月二十五日に閉会を宣せられたその第三十六回会期において、正當に採択した國際労働機關憲章の改正に關する文書の真正な本文である。

この改正に關する文書の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文である。

以上の証拠として、われわれは、
千九百五十三年六月二十六日に署名
した。

アーヴィング・M・アイズ
国際労働事務局長
デイヴィッド・A・モース

國際労働機関憲章の改正に関する文
書の受諾について承認を求めるの件
に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔上塚司君登壇〕

上野司君 ただいま議題となりまし

日、日程第一、日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する協定について承認を求むるの件、第二、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有權の保護に關する協定を受けた工業所有權の保護に關する協定について承認を求むるの件、第三、日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求むるの件、第二十八回國際労働機關の總會がその第二十八回

[illegible]

外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

第一及び第二の条約案は、いずれも第一、二日内閣から国会に提出され、当委員会において二月六日、十三日及び十七日の三回にわたり慎重審議いたしました。

第一に、沈没船舶引揚に関する協定について御説明申し上げます。わが国とのインドネシア共和国に対する賠償に關

し、ましては、サンフランシスコ平和条約第十四条の規定に基き、昭和二十七年一月、インドネシア共和国ジュアンタ大使団との間に中間賠償協定案が作成されたが、その後、成立いたしましたが、その後、インドネシア内閣の承認を

と云ふところとならなかつたのでありま
す。しかるに、その後昨年三月、わが
國とフイリピン共和國との間に沈没船
船引揚げに関する中間賠償協定が締結さ
れ、引揚げの事情もあり、インドネシ
ア政府はこれと同種の協定を結びたい
との希望を申し出て参りました。よつ
て、わが政府はこの申出に応ずること
となり、昭和二十八年十月來朝せるス

節節ととの間に折衝を続けました結果、
同年十二月十六日協定の署名を見るに、
至りました。この協定は、第十六回國
會で承認されましたフイリピンとの洗
一の目的及び意義を持つており、かつ
その内容も大体同様であります。た
だインドネシア領海にある約六十隻の
洗沈没船舶引揚げに充てられる賠償總
額を二十三億四千万円に限つたこと、並
びに紛争解決の手續に関する条項を設
けただけであります。

第二の、工業所有権の保護に関するデンマークとの間の協定につき御説明を申し上げます。第二次世界大戦勃発以来、約十年間は、日本・デンマーク間の通信連絡はまったく杜絶いたしました。その期間中は、工業所有権関係の出願書類を相手手に郵送したり、またときどき特許料、登録料等を相手手に送金納付することがきわめて困難で、またときによつては、まったく不可能であつたに

こともありました。さらに、一時占領政策上、日本政府が外国人の出願を受理したり、または日本人が外国に出願することは禁止されておりました。これらの理由によりまして、日本・デンマーク間においては、互いに相手国民

協定の内容は、工業所有権の特許またたは登録のための優先期間の延長、並びに工業所有権を保護することができなかつた次第であります。そこで、デンマーク政府から、一昨年十月に、これらに権利を救済するための協定を締結したい旨の申入れがあり、東京において交渉を行いました結果、昨年十月二十一日に協定が署名されました。この協定の内容は、工業所有権の特許またたは登録のための優先期間の延長、並びに

に消滅した工業所有権の回復、及び無効となつた特許出願または登録出願の効力回復を規定しております。さきまに第十第六回国会において承認せられましたわが国とドイツ連邦共和国及びオーストリア連邦と結びました二協定と、内容においてはほとんど同一であります。この二協定案につきまして、政府当局の説明を聴取いたしました後、質疑、討論を行い、自由党野田一君、改進黨並木芳雄君、日本社会黨隈根七郎君及び日本社会黨戸叶里子君から、各君が代表して、二協定案にそれぞれ賛成の意を表明いたしました。

次いで採決を行いましたところ、二
協定案とも全会一致をもつてこれを承認す
べきものと議決いたしました次第であ
ります。

第三及び第四の条約案は、いずれも
二月十二日内閣から国会に提出され、
当委員会において、二月十三日、二十
四日及び二十四日の三回にわたり、また
二十四日は外務労働連合審査会を開
き、慎重審議いたしました。

昭和二十九年二月二十五日 衆議院會議録第十三号 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

この第三の条約は、一九四六年の第二十九回国際労働総会で採択されたものでありまして、これを要約して一九四六年の最終条約改正条約と称しておりますが、その内容は、国際連盟が解体いたしました結果、国際連盟の存在中に採択された七十六の条約の最終条約を改正するとともに、これらの条約に対して現行の国際労働機関憲章の規定と合致させるために必要な修正を加えたものであります。わが国は、この条約による修正の対象となる条約のうち十四条約を批准しておりますので、これらの十四条約につきこの条約に規定する修正が必要であり、また今後この種の条約でわが国が未批准のものを批准する場合にもこの条約による修正を認めておく必要があるわけでありまして、この条約は一九四七年五月に効力を生じ、現在まで四十一箇国がこれを批准しております。

第四の条約案は、国際労働機関、すなわちILO憲章の改正に関する文書でありまして、昨年の第三十六回労働総会で採択されたものであります。その内容は、現行の憲章の一部を改正して理事会の構成員を増加しようとするもので、この理事会の構成員の増加は、最近におけるILO加盟国の増加の事実にかんがみ、まことに妥当な措置であると思われまして、かつまた、わが国にとりまして、わが国が理事国となる可能性を増すものであるといふ点から、きわめて有意義であると考えられます。この改正文書は、現在常任理事国である八箇国のうち五箇国を含む全加盟国の三分の二、すなわち四十四箇国がこれを批准または受諾したときに効力を生ずることになつており

ます、本年一月十五日までに批准または受諾した国は二十箇国であります。たゞ、理事会の改選が本年六月の総会で行われることになつておりますので、右総会の開催前にこの改正が効力を生ずるよう加盟国の措置を要請されておる次第であります。

このILO関係二条約案につき質疑、討論を行い、日本社会党福田昌子君及び日本社会党戸叶里子君から、その他の国際労働条約がすみやかに批准されるよう等の希望を付して賛成の意を表されました。

次いで採決を行いましたところ、二条約案とも全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堀江次郎君) 四件を一括して採決いたします。四件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。
○議長(堀江次郎君) 御異議なしと認めます。よつて四件とも委員長報告の通り承認するに決しました。

第五 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)
○議長(堀江次郎君) 日程第五、特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長田口長治郎君。

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案
(目的)
第一条 この法律は、昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に、政令で定める海域において漁船が正当に操業又は航行中捕獲、捕又は抑留されたため当該漁船の所有者たる漁業者が当該漁船の代船を建造し、若しくは取得し、又はその所有に係る他の漁船を漁場若しくは漁業の転換の目的で改造するのに必要な資金(漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)に規定する特殊保険に係る保険金の支払を受けることができる場合における当該保険金の金額に相当する資金を除き、政令で定める漁具を取得するのに必要な資金を含む。以下「代船建造等資金」という。)の農林漁業金融公庫からの融通を促進し、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

(事業計画及び資金計画)
第二条 農林漁業金融公庫は、前条の目的を達成するため、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号、以下「公庫法」という。)第二十一条の規定により作成する事業計画及び資金計画の一部として代船建造等資金の融通に関する計画を定めなければならない。

(農林漁業金融公庫法の特別)
第三条 代船建造等資金の融通に関する公庫法の適用については、第一条の政令で定める漁具を取得するのに必要な資金は、公庫法第十八条第五号の二に掲げる資金とみなす。

第四条 代船建造等資金の貸付の利率は、公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、年五分五厘とする。但し、捕獲、捕又は抑留された漁船が捕獲した場合においては、捕獲した日以後における当該融資残高に対する利率に限り、年七分五厘とすることができる。

(貸付申請期間)
第五条 この法律により代船建造等資金の貸付をすることができるのは、昭和二十九年四月三十日まで農林漁業金融公庫に対し貸付の申請をした者に貸し付ける場合に限りものとする。但し、政令で定める者については、政令で定める日までその申請期限を延期することができる。

(都道府県の利子補給)
第六条 都道府県は、代船建造等資金の融通を受ける漁業者に対し、当該資金の利子の一部を補給することができる。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

るのに必要な資金は、公庫法第十八条第五号の二に掲げる資金とみなす。

第四条 代船建造等資金の貸付の利率は、公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、年五分五厘とする。但し、捕獲、捕又は抑留された漁船が捕獲した場合においては、捕獲した日以後における当該融資残高に対する利率に限り、年七分五厘とすることができる。

(貸付申請期間)
第五条 この法律により代船建造等資金の貸付をすることができるのは、昭和二十九年四月三十日まで農林漁業金融公庫に対し貸付の申請をした者に貸し付ける場合に限りものとする。但し、政令で定める者については、政令で定める日までその申請期限を延期することができる。

(都道府県の利子補給)
第六条 都道府県は、代船建造等資金の融通を受ける漁業者に対し、当該資金の利子の一部を補給することができる。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案
特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案
特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案

第一条中「昭和二十八年十二月三十一日」を「この法律施行日の前日」に改める。

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案内閣提出に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
○田口長治郎君登壇 ただいま議題となりました特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案について、水産委員会における審議の経過及び結果を御説明申し上げます。まず、本案に対する政府の提案理由並びに要旨を御説明申し上げます。一昨年の一月、李承晩大統領が、広汎な海域にわたる不法なる李承晩宣旨を行使するといふ不法なる李承晩宣旨をしたことは、御承知の通りであります。その後、韓国政府は、昨年九月突如としていわれる李承晩ライン内に漁する漁船に対して非常措置をとることを声明いたすとともに、多数の漁船を拿捕抑留いたしました。わが国漁業に重大なる脅威を与え、被害漁業者はいまでもなく、全国民の憂慮と関心を集めておる次第でございます。このことによるわが国漁船の被害は、平和条約発効後から昨年末までに拿捕抑留されたものがすでに五十隻に上つておりまして、いまだ一隻の返還もなされておりぬ実情でございます。本問題の解決は日韓両国が合理的基礎に立つて漁業協定の締結に努めることであると考えられるのでありますが、日韓会談の再開されない今日におきまして、まず国内的に、拿捕抑留された漁船の代船建造を容易にして関係漁業者の生業を再

るの必要な資金は、公庫法第十八条第五号の二に掲げる資金とみなす。

開させる措置をとることが喫緊の要務と考へるものであります。そこで、平和条約発効の日から昨年末までの間に韓国によつて捕獲された漁船につきまして、その所有者たる漁業者が代船建造等をするため必要な資金並びに一定の漁具を取得するのに必要な資金について農林漁業金融公庫からの融資を促進するとともに、資金の使途及び貸付利子等について公庫法の特例を設けて優遇措置を講ぜんとするものであります。

本案は、去る二月十二日委員会に付託となり、まず委員会において真剣なる審議を行い、さらに審査の慎重を期するために小委員会の審査に付した次第であります。続いて、小委員会いたしましたし、慎重に審査をいたしました結果、政府においては、この種捕事件に対しては漁船損害補償法の充実をはかる等の基本的な施策を樹立すべきであり、また、本法案第一条におきまして、平和条約発効の日から昨年末までの間に韓国に拿捕された漁船に限定して、同種事件が本年において発生してあります以上、昨年末に限定すべきでなく、本法施行の日以前までに修正すべきであると決定をし、その旨二月二十三日の委員会に報告がなされ、同日の委員会において質疑を終り、討論を省略いたしまして採決いたしましたところ、全会一致をもつて小委員会決定通り修正採決いたしました次第であります。なお、審査の詳細につきましては会議録によつて御了承願います。

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であり、異議は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと云ふ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

出席閣僚大臣 岡崎 勝男君
出席政府委員 農林政務次官 平野 三郎君

朗読を省略した報告

一、吉田内閣総理大臣から提議長宛、去る二十三日議長において承認した森田優三外一名を昨二十四日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十四日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

内閣委員会
理事 高瀬 傳君(理事早稲田柳右エ門君昨二十四日理事辞任につきその補充)

理事 下川儀太郎君(理事細田光君去る二月二十六日委員辞任につきその補充)

農林委員会
理事 吉川久衛君(理事金子與重君昨二十四日理事辞任につきその補充)

決算委員会
理事 安井 大吉君(理事有田二郎君去る十五日委員辞任につきその補充)

一、昨二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 大久保武雄君
人事委員 受田 新吉君
法務委員 中村 高一君
大蔵委員 木下 郁君
有田 二郎君 高橋 英吉君
文部委員 根本龍太郎君 松平 忠久君
厚生委員 高橋 等君
水産委員 三和 精一君 長 正路君
運輸委員 堀川 恭平君 村瀬 宣親君
建設委員 竹山祐太郎君 長谷川 峻君
経済安定委員 高橋 英吉君 竹山祐太郎君
阿部 五郎君 村瀬 宣親君
議院運営委員 押谷 富三君 鍛冶 良作君
田淵 光一君

一、昨二十四日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

内閣委員 高橋 等君
人事委員 木下 郁君
松平 忠久君 中村 高一君
法務委員 大蔵委員 堀川 恭平君 三和 精一君
文部委員 長谷川 峻君 受田 新吉君
厚生委員 水産委員 高橋 英吉君 大久保武雄君
運輸委員 高橋 英吉君 長 正路君

建設委員 有田 二郎君 竹山祐太郎君
村瀬 宣親君 根本龍太郎君
経済安定委員 田淵 光一君 村瀬 宣親君
片島 港君 竹山祐太郎君
議院運営委員 中川 俊思君 山口喜久二郎君
高橋 英吉君

一、大蔵委員長から提出した次の公職会開承認要求に対し、議長は昨二十四日これを承認した。

公職会開承認要求書

一、公職会を開こうとする議案
入場税法案(内閣提出第三〇号)

一、意見を開こうとする問題
しやし織維品の課税に関する法律案(内閣提出第三九号)

入場税法案及びしやし織維品の課税に関する法律案について
右によつて公職会を開きたいから衆議院規則第七十七条により承認を求め。

昭和二十九年二月二十三日
大蔵委員長 千葉 三郎
衆議院議長 堤康次郎殿

一、昨二十四日大蔵委員長から次の公職会開報告書を提出した。

公職会開報告書

一、公職会を開く議案
入場税法案(内閣提出第三〇号)

しやし織維品の課税に関する法律案(内閣提出第三九号)

一、意見を開く問題
入場税法案及びしやし織維品の課税に関する法律案について

一、公職会の日時
昭和二十九年三月二日 午前十時

右によつて公職会を開くに決したから衆議院規則第七十九条により報告する。

昭和二十九年二月二十四日
大蔵委員長 千葉 三郎
衆議院議長 堤康次郎殿

一、昨二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

以上三件 郵政委員会 付託

一、昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

しやし織維品の課税に関する法律案(内閣提出第三九号)

一、大蔵委員会 付託
義務教育諸学校における教育的政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出第四〇号)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

以上二件 文部委員会 付託
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

以上三件 郵政委員会 付託

昭和二十九年二月二十五日 衆議院會議録第十三号 議長の報告

一、昨二十四日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
公海における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案（白濱仁吉君外十一名提出）
一、昨年十二月十五日予備審査のため参議院に送付した次の議案は提出者が撤回した旨同院に通知した。
公海における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案（白濱仁吉君外十一名提出）

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価 一部

十五円

発行所

東京都新宿区市外村一五
大蔵省印刷局
電話九四〇五
振替東京九〇〇〇
郵便部